

令和 2 年度前期授業の実施についての運営委員会決議

法科大学院 学生 各位

令和 2 年 4 月 17 日
法科大学院 運営委員会

新型コロナウイルス感染に係る国の緊急事態宣言が沖縄県にも拡大されたことにより、本学においても県知事の要請に基づく入校禁止（レベル 5）の措置がとられることが予想されるため、以下のとおりの特別な措置を講ずることと致します。

現在の特殊な社会情勢下での措置として、何卒ご理解下さい。

1. 前期授業の開始について

前期授業を 4 月 20 日（月）から開始することに変更はありません。

2. 特別措置期間の設置について

- (1) 基本的に、「法科大学院における遠隔授業等の活用に関するガイドライン」に基づき授業を実施する方針に変更はありません。

しかし、入校禁止措置の下では、同時双方向型授業またはオンデマンド型授業の実施のための教員による準備・実施、及び、これらの実施に必要な学生の通信環境等の確保・整備等に困難を極めることが予想されます。

そこで、4 月 20 日（月）から緊急事態宣言発令中の 5 月 6 日（水）までを特別措置期間と定めます。

- (2) そして、同期間中、同時双方向型授業またはオンデマンド型授業を実施可能とするための通信環境等の確保・整備等、人的・物的環境整備を進めます。
- (3) 同期間中においては、科目によっては、実施のための条件が整ったとして同時双方向型授業またはオンデマンド型授業で実施されるものもありますが、それ以外の適宜の方法（例えば、十分な学修指示の下で資料を配布し、小テスト等で学修の成果を事後的に確実に

把握し、それに基づくさらなる学修指導や質疑応答が適切に実施されるような方法等)で、適宜の時期に実施されるものもあるかもしれません。また、後述のように5月11日以降に開講されるものもあると思われます。各科目の授業の実施時期や実施内容については、各科目の担当教員がTKC等に掲示してお知らせしますので、各科目の受講を希望する学生は、担当教員からの連絡を確認して下さい。

- (4) なお、同期間中、各学年の指導担当教員から皆さんに連絡し、遠隔通信の手段(テレビ会議システム、電話等)を用いて、学期開始時面談に代わる学修指導の機会を設けますので、有効に活用して下さい。なお、皆さんから教員に対して学修指導等の相談を申し入れることは、同期間中か否かを問わずいつでも、どの教員に対してでもできますので、指導を受けたい教員に遠慮せずに連絡して下さい。

3. 新教務日程に基づく授業の実施について

5月11日以降は、新しい教務日程(別途配布)に沿って、前記「ガイドライン」に基づく授業を実施します。

ただし、緊急事態宣言の期間延長などその時々々の社会情勢の変化に応じて、新たな特別措置期間を設置することもあり得ることを申し添えます。

以 上